

平成26年度監査実施結果（国民年金基金）

基金数	監査実施数	指導項目数
72	18	68

（注）基金数は、平成25年3月末日現在。

区分	主な指摘事項
基金の状況	安定的な事業運営の確保のため、広報事業により国民年金基金制度の周知を図る等、効果的な加入員確保事業に向け、より一層の事業推進に努めること。
代議員会	<p>代議員会の代理出席は、原則として、災害、傷病等やむを得ない理由により出席できない場合にのみ認めるものとされていることから、出欠確認用の返信葉書に欠席理由欄を設けるなどにより、欠席する代議員の欠席理由を明確にすること。</p> <p>代議員会の表決は、基金の代議員会会議規程に基づいて行うとともに、会議録には表決方法及びその結果を記載すること。</p> <p>代議員会の表決については、代議員会会議規程に基づき実施すること。</p> <p>臨時急施を要する予算の流用については、流用の都度、予算流用決議書を作成し、事前に理事長の決裁を受けるとともに、次の代議員会においてこれを報告し、承認を受けること。</p>
理事会	<p>理事会及び代議員会を併せて開催していることから、それぞれの会の役割を踏まえて別々に開催すること。</p> <p>理事会における可否の表決方法を理事会会議規程に規定すること。</p> <p>理事会においては、代理出席や他の理事への議決権委任は認められていないので、欠席する理事が書面により理事会の議事に加わることができるよう体制を整備すること。</p>
庶務・事務組織	<p>出納員の任免簿が作成されていなかったことから作成すること。</p> <p>固定資産台帳が整備されていなかったことから整備すること。</p> <p>出納員の任免簿は、理事長の決裁を受けること。</p> <p>出納員の発令及び出納員の引継ぎについて、財務及び会計規程どおりにされていなかったことから規程どおりに行うこと。</p> <p>公印の使用に当たっては、責任者のみが管理すること。</p> <p>規約原簿はその現況及び変遷が常に明確にできるよう整備すること。</p> <p>学識経験監事に係る報酬及び旅費の支給根拠を明確にすること。</p> <p>預金通帳の管理責任者について、任免簿等により定めること。</p> <p>キャッシュカードの管理については、管理責任者を定めること。また、キャッシュカードの使用に当たっては、管理責任者又は管理責任者の委任を受けた者とする。</p> <p>基金職員の出張について、「職員旅費支給規程」に基づき、出張復命書及び出張旅費精算書を作成すること。</p> <p>代議員及び役員の旅費については、「代議員及び役員の旅費及び報酬補償規程」に基づき、適正に支給すること。もしくは、実態に合わせた規程に見直すこと。</p>

区分	主な指摘事項
	役員等の報酬について、算出根拠又は金額を規程に明記するなどし、理事長決裁を受けること。
	金券類については、使用の都度、残枚数と受払簿を突合し、適正に管理すること。
	小切手について、払出簿が作成されていなかったことから、作成すること。
監事監査	監事は、「監事監査規程」に基づき、監査の結果を、少なくとも年1回は代議員会に報告すること。
	「監事監査規程」に基づき、監事は定例監査を毎月1回行うものとし、その職務を行ったときは必ず記録を作成すること。
	「監事監査規程」に基づき、監事は毎年度当初に監査の実施計画を作成し理事長に通知すること。
	「監事監査規程」に基づき、監事は監査結果を文書をもって理事長に通知すること。
契約	契約については、「財務及び会計規程」に基づき、業者決定や契約書の作成を適正に行い、理事長の決裁を受けること。
	随意契約において、2者以上から見積書を取っていないことから、財務及び会計規程に基づき、価格を比較するため2者以上から見積書を取ること。
財務及び会計	現金出納帳は、経理単位毎に作成すること。
	預貯金残高と預貯金出納帳との突合については、毎月的確に行うこと。
	会計伝票によって総勘定元帳に記帳する場合にあつては、毎日の会計伝票をとりまとめて毎月末現在において集計し、月計表を作成すること。この場合においては、毎月末の月計表の残高と総勘定元帳及び総勘定元帳補助簿の残高と突合し、その正否を確認すること。
	毎月末日総勘定元帳の口座の金額について関係帳票と突合し、記入の正確を確認すること。
	出納員は現金出納帳の収支残高と入金伝票及び出金伝票並びに現金有高を毎日突合確認すること。
	現金収支に係る取引については、入出金伝票を起票すること。
	預貯金出納帳は、当該基金の預貯金についてその種類別、金融機関別に口座を設けて記帳すること。
データ保護管理	「電子計算機処理データ保護管理規程」に基づき、保護管理者は、保護担当者を指定すること。
個人情報保護	「個人情報の保護に関する規程」に基づき、個人データ管理責任者は、個人データを取り扱う者を指名すること。